明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務五一）　一
〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示（財務・経済産業二）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人日本貿易保険二〇一六年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、公立学校共済組合決算、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金設立関係　呬
地方公共団体
行旅死亡人関係　吾
会社その他
会社決算公告　妛

省令

○総務省令第五十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の施行に伴い、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十四日

総務大臣　高市　早苗